


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市嘱託員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>1) 改正の要旨</p> <p>母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、法令名が改正されることとなったため、嘱託員の職務名を変更する。</p> <p>別表（第2条関係）中、 「母子・女性相談員」を「ひとり親・女性相談員」に改める。</p> <p>2) 施行日等</p> <p>平成27年4月1日から施行する。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>子ども生活部子育て支援課より規則改正の依頼あり。 文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。